

第 26 回福岡県障がい者水泳記録会 水泳競技実施要領

1 競技規則

令和 3 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技（令和 3 年度改正の概要）

令和 2 年度規則では、スタートにおいて「水中スタートしなければならない障害区分」が存在するが、令和 3 年度より、スタート方法は選手が水中スタートまたは飛び込みスタートを選択できるように規則が改正されている。

3 招集

- (1) 招集は、競技 20 分前から開始し、10 分前に終了する。
- (2) 招集時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなす。

4 介助者の役割

- (1) 障がいにより介助者による補助や指示がどうしても必要な競技者については、あらかじめ主催者の許可を受けなければならない。「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り、競技エリアに入場することができる。

- (2) 申請対象となる障害区分

ア 競技規則上可能な介助

- (ア) スタート介助（入退水介助含む）

身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない競技者

障害区分 11、13、17、19、22

- (イ) タッピング

a 障害区分 23

必ず介助が必要（50m 種目ではスタート・ターンのサイド各 1 名、計 2 名が必要。）

b 障害区分 24

イ 競技規則以外で可能な介助

- (ア) 入退水介助

障害区分 14、15、16

ウ 競技規則以外で可能な同伴

- (ア) 情緒不安定

障害区分 26 及び同等の障害が重複する競技者（他の競技者に迷惑をかける場合に限る。）

- (イ) 種目の指示

障害区分 26 及び同等の障害が重複する競技者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る。）

- (3) 禁止事項

ア 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所におけるコーチング（声かけを含む）をしてはならない。

(ア) 他の競技者へ迷惑となる行為は招集所の外で対応する。

(イ) (2) ウ (イ) で、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所において介助者、同伴者として許可されたこと以外の行為をしてはならない。

【例】カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用

5 誘導

競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。

なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員の指示に従う。

6 浮具の使用

障がいのために、浮具の使用が必要な競技者は、参加申込時に申し出がありかつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首及び腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は競技者が用意しなければならない。

7 貸出用車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な競技者は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除く。

8 種目順

別表の種目順により競技を行う。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

【別表】

1	25m自由形	5	50m自由形
2	25m平泳ぎ	6	50m平泳ぎ
3	25m背泳ぎ	7	50m背泳ぎ
4	25mバタフライ	8	50mバタフライ

9 開会式・記録証の授与

(1) 開会式

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため行わない。

(2) 記録証の授与

記録証は、各組の競技終了後に順次授与、または、後日郵送する。

10 更衣

(1) 更衣は、更衣室を利用する。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、申込者数に応じ、主催者で定めた順番で、更衣室を利用することとする。

(3) 異性の介助を必要とする競技者は、親子更衣室を使用する。

11 ウォームアップ

ウォームアップについては、種目別に行う。

12 撮影

(1) フラッシュ撮影は禁止する。

(2) 介助者によるプールサイドでの撮影は禁止する。

13 その他

(1) 別紙、「新型コロナウイルス感染症の予防に関する注意事項」について、遵守す

ること。

- (2) 競技エリアへは、競技役員、競技者及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者等の関係者以外は立ち入らない。
- (3) 更衣室及び競技エリア以外では、水着、裸足のまま歩きまわらない。
- (4) 競技者については、スイムキャップに名前を入れる。(競技者確認のため)
- (5) 土足厳禁の区域制限を守る。(プール競技場内、体育館)
- (6) 競技エリアへの飲食物の持ち込みを禁止する。ただし、更衣室内では、水分補給は認める。